

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための入札手続きの 暫定措置について

事後審査・電子入札方式による入札においては、最低価格入札者（総合評価落札方式の場合は最高評価値入札者）に対し、書面による技術資料等（総合評価落札方式の場合は技術提案等）の提出を求めています。緊急事態宣言が発出され可能な限り人の往来を抑制する必要があることから、技術資料等（技術提案等）については、当面、電子メールで提出することによって書面による提出に代えることができることにしましたのでお知らせします。

●電子メールによる提出の場合の手続き

1. 押印後の技術資料等(技術提案等)をPDFファイルに変換してください。
2. 送信するメールアドレスは、各発注機関にご確認ください。
3. 提出期限は、書面により提出する場合の期限と同じです。
4. メール送信後速やかに、発注機関に対し着信の確認を必ずしてください。
5. その他、発注機関の指示に従ってください。

●実施時期

令和2年5月1日以降に公告する入札から実施します。